

株式の併合に関する事後開示書面
(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

株式会社サンウッド

東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
株式会社サンウッド
代表取締役社長 森 毅

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2024年3月1日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社の株主であると主張する者1名から買取請求の通知を受領しております。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

24株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、2024年3月1日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2024年3月28日付で株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主は京王電鉄株式会社のみとなっております。

以上